

新型コロナウイルス感染症 対策支援メニュー

総社市

令和2年11月10日

■ 目 次 ■

種別	項目	ページ
1. 経済的支援	経 そうじゃ復活券について	3
	経 生活資金でお悩みの方へ特例貸付について	5
	経 住居確保給付金（家賃）について	7
	経 ひとり親世帯への臨時特別給付金について	8
	経 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税における猶予制度について	9
	経 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う水道料金・下水道等使用料の納付相談について	10
	経 国民年金保険料の免除等について	11
	経 国民健康保険税の減免について	12
	経 介護保険料の減免について	13
	経 後期高齢者医療保険料の減免について	14
	経 傷病手当金の支給について（国民健康保険，後期高齢者医療制度）	15
2. 感染予防	感 “総社デニムマスク”の販売について	16
3. 事業者支援	事 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減について	17
	事 総社市新型コロナウイルス感染症対応融資支援補助金について	19
	事 セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症）について	20
	事 セーフティネット保証5号（業況悪化）について	22
	事 危機関連保証（新型コロナウイルス感染症）の認定について	23

【新着情報】

11月10日更新	
そうじゃ復活券について	P3
8月3日更新	
そうじゃ未来資金について など7件追加	P22～P31
7月20日更新	
ひとり親世帯臨時特別給付金について	P8
国民年金保険料の免除等について	P13
国民健康保険税の減免について	P14
介護保険料の減免について	P15
後期高齢者医療保険料の減免について	P16
傷病手当金の支給について（国民健康保険，後期高齢者医療制度）	P17
4月28日更新	
新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う水道料金及び工業用水道料金の免除について	P11
4月28日更新	
新型コロナウイルス感染症対策支援メニュー作成	

○アルバイト収入減で学業継続が厳しい学生の皆様への「学生支援緊急給付金」については各大学等の窓口までご相談ください



1. 経済的支援



そうじゃ復活券について



【企業誘致商工振興課】 ☎ 92-8274

新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した市内消費を喚起し、市内事業所への支援につなげるとともに地域経済の循環・活性化を図ることを目的として、プレミアム率40%の「そうじゃ復活券」を発行します。

販売期間	令和2年10月1日（木）から令和3年2月28日（日）
販売価格	1冊5,000円（500円券×14枚 商品券額面7,000円分）
販売限度	1人あたり2冊まで
購入対象者	令和2年8月1日以降、総社市の住民基本台帳に登録されている方 ※8月2日以降に出生・転入等により総社市民になった方で、商品券の購入を希望される方は、「そうじゃ復活券購入引換券交付申請書」を提出してください。
販売場所	<ul style="list-style-type: none"> ・総社市役所 午前9時から午後5時まで（平日のみ） ・各出張所 午前9時から午後5時まで（平日のみ） ・各公民館 午前9時から午後5時まで（月曜日は休み） ・天満屋ハッピータウン リブ総社店 午前10時から午後6時まで（年中無休）
取扱店	総社市内の登録店舗（取扱店）のみで使用できます。



登録店舗一覧 QR コード

使用期間

令和2年10月1日（木）から令和3年3月31日（水）

その他

★とくとくキャンペーン実施

取扱店のうち、キャンペーン参加店にて、そうじゃ復活券を使用すると1枚応募券がもらえます。抽選で豪華景品333点が当たります。

応募期間 令和2年10月1日（木）から令和2年11月30日（月）



生活資金でお悩みの方へ特例貸付について



【総社市社会福祉協議会 地域福祉課】 ☎ 92-8552

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付をしています。

緊急小口資金	(休業された方向け)
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯
貸付上限額	20万円以内 ※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症罹患者がいるとき ・ 世帯員に要介護者がいるとき ・ 世帯員が4人以上いるとき ・ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき ・ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき ・ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
据置期間	1年以内
償還期間	2年以内
貸付利子・保証人	無利子・不要
申請受付期間	令和2年3月25日(水)～令和2年12月末
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入申込書(原本) ・ 重要事項説明書(原本) ・ 借用書(原本) ・ 収入減少状況に関する申立書(原本) ・ 住民票(世帯全員/原本)

- ・預金通帳またはキャッシュカード（コピー）
- ・本人確認書類（コピー）
- ※本人確認書類
 - ・運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
 - ・パスポート
 - ・マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
 - ・健康保険証
- 上記のうちいずれか1つ
- ・在留カード（特別永住者証明書） ←外国籍の方の場合は必須

総合支援資金

（失業された方向け）

対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	<p>【2人以上の世帯】 月20万円以内</p> <p>【単身世帯】 月15万円以内</p> <p>※ 貸付期間／原則3月以内</p>
据置期間	1年以内
償還期間	10年以内
貸付利子・保証人	無利子・不要
申請受付期間	令和2年3月25日（水）～令和2年12月末
申込み方法	申込みの流れや必要となる書類等については、総社市社会福祉協議会でご確認ください。



住居確保給付金（家賃）について



【福祉課生活福祉係】 ☎ 92-8266

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等に伴う収入の減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じているの方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

対象者	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
支給期間	原則3か月 (求職活動等を誠実にしている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))
支給額 ※上限額	単身世帯：31,000円 2人世帯：37,000円 3人世帯：40,000円
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・収入要件 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと 単身世帯：109,000円 2人世帯：152,000円 3人世帯：180,000円 ・資産要件 世帯の預貯金の合計額が以下の金額を超えないこと 単身世帯：468,000円 2人世帯：690,000円 3人世帯：840,000円 ・求職活動等の要件 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと



ひとり親世帯への臨時特別給付金について

【こども課子育て支援係】 ☎ 92-8268

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯が子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、臨時特別給付を支給します。

対象者	<p>(1) 基本給付（次の①～③までのいずれかの状況の方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者 → 6/17支給済 ② 遺族年金、障害年金等の公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 申請時点で児童扶養手当受給資格者であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、直近の収入が減少した方 <p>※②・③は所得制限があります。</p> <p>(2) 追加給付 上記①または②の該当者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方</p>
支給額	<p>(1) 基本給付 1世帯：50,000円 第2子以降1人につき：30,000円加算</p> <p>(2) 追加給付 1世帯：50,000円</p>
申請手続	申請書（様式あり）に必要事項を記載して、添付書類とあわせて窓口又は郵送により提出してください。
申請期間	令和2年8月3日（月）から令和3年2月28日（日）必着
添付書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の本人確認書類 ・受取口座の通帳やキャッシュカードの写し ・戸籍謄本又は抄本 ・簡易な収入（所得）見込額の申立書（様式あり） ・平成30年中の収入（所得）を証明する書類 ・令和2年2月以降の任意の月の収入（所得）を証明する書類 <p>※添付書類は対象者によって異なります。</p>
その他	申請内容の詳細及び各様式につきましては、市ホームページ等をご覧ください。



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が 困難な方に対する地方税における猶予制度について



【税務課納税係】 ☎ 92-8239

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方は、徴収猶予の特例制度がありますので、税務課納税係にご相談ください。

<p>対象となる方</p>	<p>次の①②のいずれにも該当する納税者・特別徴収義務者が対象となります。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること</p> <p>② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること</p>
<p>対象となる市税</p>	<p>令和2年2月1日から令和3年2月1日に納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税などのほぼすべての市税</p> <p>※これらのうち既に納期限が過ぎている未納の市税（他の猶予を受けているものを含む）についても遡ってこの特例を利用することができます</p>
<p>申請期限</p>	<p>令和2年6月30日又は納期限のうちいずれか遅い日まで</p>
<p>申請書類</p>	<p>次の①②の書類（②については猶予を受けようとする金額に応じて異なります）</p> <p>① 徴収猶予申請書</p> <p>② 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、財産収支状況書 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、財産目録と収支の明細書</p> <p>その他、収入や現預金の状況が分かる資料が必要ですが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。</p>



新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う水道料金・ 下水道等使用料の納付相談について

【総社の水お客様センター】 ☎ 92-8326

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、水道料金・下水道等使用料の納付が困難な場合は、納付の相談に応じます。

該当するケース

収入が減少した等の事情により、水道料金・下水道等使用料の納付が困難な場合



国民年金保険料の免除等について

【健康医療課保険年金係】☎92-8257

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の支払いが困難になった方は、国民年金保険料の免除等を受けられる場合があります。

対象者	国民年金第1号被保険者で新型コロナウイルス感染症の影響により、失業等した方や、収入が一定程度まで下がった方
対象期間	令和2年2月分～ ※期限は未定
申請に必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 2 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書） ※健康医療課保険年金係にあります。また、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。 3 年金手帳 4 印鑑
内容	申請の2～3か月後に日本年金機構から決定通知が届きます。一部免除となった場合、免除されなかった分は納付する必要があります。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の免除や納付猶予が決定されると、将来受け取る年金の額が減少します。ただし、10年以内であれば、追加で納付することができます。 ・年度ごとの申請が必要です。



国民健康保険税の減免について



【税務課市民税係】 ☎ 92-8234

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、申請により国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

対象となる世帯	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、次の（１）または（２）に該当する世帯</p> <p>（１）主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>（２）主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①から③の全てに該当する世帯</p> <p>① 主たる生計維持者の令和２年の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、令和元年に比べて３割以上減少する見込みであること</p> <p>② 主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額が、１，０００万円以下であること</p> <p>③減少することが見込まれる上記①以外の令和元年の所得の合計額が４００万円以下であること</p>
対象となる保険税	令和元年度分及び令和２年度分の国民健康保険税のうち、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限が設定されているもの
減免額	一部又は全部
申請手続き	減免を受けようとする方は、国民健康保険税減免申請書に、減免の要件に該当することが確認できる資料を添えて税務課市民税係へ提出してください。
申請期限	令和３年３月３１日



介護保険料の減免について

【長寿介護課介護保険係】☎92-8369

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等、申請により介護保険料の減免を受けられる場合があります。

対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、次の（１）または（２）に該当する第１号被保険者（６５歳以上）の方</p> <p>（１） 世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った</p> <p>（２） 収入の減少が見込まれ、次の①及び②に該当する</p> <p>① 世帯の主たる生計維持者の令和２年の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが令和元年の当該収入の３割以上減少する見込みである</p> <p>② 減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計が４００万円以下である</p>
対象となる保険料	令和元年度及び令和２年度の介護保険料のうち令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に設定されている保険料
減免額	一部又は全部
申請手続き	<p>減免を受けようとする方は次の①②の書類に、減免の要件に該当することが確認できる資料を添えて長寿介護課へ提出してください。</p> <p>① 介護保険料減免申請書</p> <p>② 収入状況報告書（収入の減少が見込まれることによる申請の場合）</p>
申請期限	令和３年３月３１日まで



後期高齢者医療保険料の減免について



【健康医療課保険年金係】 ☎ 92-8257

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の方は、申請により後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。

対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、次の（１）または（２）に該当する後期高齢者医療被保険者の方</p> <p>（１）主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 （２）主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①から③の全てに該当する世帯の方</p> <p>① 主たる生計維持者の令和２年の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、令和元年に比べて３割以上減少する見込みであること ② 主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額が、１，０００万円以下であること ③減少することが見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が４００万円以下であること</p>
対象となる保険料	<p>令和元年度分及び令和２年度分の後期高齢者医療保険料のうち、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限が設定されている保険料</p>
減免額	<p>一部又は全部</p>
申請手続き	<p>減免を受けようとする方は、後期高齢者医療保険料減免申請書に、減免の要件に該当することが確認できる資料を添えて健康医療課保険年金係へ提出してください。</p>
申請期限	<p>令和３年３月３１日</p>

経

傷病手当金の支給について

(国民健康保険, 後期高齢者医療制度)



【健康医療課保険年金係】 ☎ 92-8257

給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより労務に服することができず、十分な給与等の支払いを受けられない場合には、申請により傷病手当金が支給される場合があります。

支給要件

次の(1)から(4)までの全ての条件に該当する国民健康保険又は後期高齢者医療被保険者の方

- (1) 給与等の支払いを受けている被用者であること
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができないこと
- (3) 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日があること
- (4) 労務に服することができない期間について給与等の支払いを受けられない、又は傷病手当金の額よりも少ない額に減額されて支払いを受けていること

支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日

適用期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日が令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間
 ※入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで支給されます。

支給される 傷病手当金の額

$[(\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2 / 3] \times \text{支給対象日数}$ ※支給額には上限があります

申請手続き

支給を受けようとする方は、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の傷病手当金支給申請書を健康医療課保険年金係へ提出してください。
 ※審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

申請期限

支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内



2. 感染予防



“総社デニムマスク”の販売について



【総社デニムマスク実行委員会事務局】 ☎090-2801-4405

市内でのマスク不足の解消、工賃向上による障がい者の生活の質の向上、A型B型事業所の雇用と経営の安定化を目的として、“総社デニムマスク”を販売しています。

窓口販売

販売場所・時間

総社市役所本庁1階 セントラルロビー

月～金（市役所開庁日） 11:00～13:00

価格

1枚 500円（税込）※総社市役所での購入価格です。ツートーンモデルは1枚 700円（税込）です。

通信販売

（Amazon）

価格

1枚あたりの販売価格 1枚 1,000円
（事務手数料・送料・代引き手数料などを含む）
※ツートーンモデルは1枚 1,200円

購入方法

総社市役所HPから「通販サイトで購入 Amazon」からご注文ください



総社市HP「総社デニムマスク」のQRコード

事

3. 事業者支援

事

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減について

【税務課資産税係】 ☎ 92-8236

新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置の影響で、売上高が減少している中小事業者等は、申告により、令和3年度の1年度分に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準額を軽減する特例を受けることができます。

対象となる事業者等 令和2年2月から同年10月までの間の、連続する任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比較して30%以上減少している中小事業者等が対象となります。

対象となる中小事業者等の区分

法人の場合	資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、次の①、②のいずれにも該当しない法人 ①その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人 ②その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人 および 資本又は出資を有さず常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 (租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者)に該当する法人)
個人事業主の場合	常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人 (租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者)に該当する個人)

軽減割合

売上高の減少割合によって軽減割合が異なります。

売上高の減少割合	特例による軽減割合
30%以上50%未満	1/2
50%以上	全額

<p>特例措置の対象となる資産</p>	<p>償却資産及び事業用家屋</p>
<p>提出書類</p>	<p>地方税法附則第61条第2項に規定された申告書 (総社市ホームページに掲載しております。) (1) 認定経営革新等支援機関等による確認について 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持った中小企業庁が認定している個人・法人等に、売上高減少等の確認を事前に受けていただく必要があります。 (URL : https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200716zeisei_ichiran.pdf) 申告書の認定経営革新等支援機関等確認欄に当該機関等による記入・押印が必要です。 (2) 事業用家屋に関して特例を受けられる場合について 申告書様式の別紙部分である特例対象資産一覧と事業専用割合が分かる資料を添付してください。 (3) その他の添付書類が必要となる主な場合について ア 売上高比較期間に、法人に合併・分割等の異動があった場合 その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書【写】 イ 売上高比較期間に、相続等により事業を継承した個人の場合 戸籍謄本等【写】 ウ 上記アやイの異動が、個人と法人との間で生じた場合 ア、イ両方の書類</p>
<p>提出期限</p>	<p>令和3年2月1日(月)まで</p>
<p>提出先</p>	<p>〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号 総社市役所 総務部 税務課 資産税係 (⑬番窓口)</p>



総社市新型コロナウイルス感染症対応融資支援 補助金について



【企業誘致商工振興課】 ☎ 92-8276

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内の中小企業者・小規模企業者に対し、金融機関から融資を受けた場合の利子及び信用保証料の一部を補助します。

対象者	<p>以下の要件をどちらも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内に所在する 中小企業者・小規模企業者 ②市税を完納していること
対象となる融資	<p>令和2年2月21日から令和3年3月31日までに契約した以下の融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ①(株)日本政策金融公庫または民間金融機関が行う融資 ②民間金融機関が行う融資の場合は、岡山県信用保証協会の保証付融資 ③資金使途が設備資金または運転資金
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> ・融資契約日から3年間分の利子及び信用保証料を補助 ・補助の上限額は1年につき30万円 ※3年間で最大90万円の補助になります
申請方法	<p>指定の申請書に添付書類を添えて企業誘致商工振興課に提出してください。</p> <p>【交付申請時必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書・収支予算書 ・償還予定表等、償還計画を明らかにする書類の写し ・信用保証書の写し ・市税完納証明書 ・総社市で事業を行っていることがわかる書類 <p>【実績報告時必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実績報告書 ・収支決算書 ・利子等払込証明書または償還状況を確認できる証明書類 ・補助金請求書



セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症）について

【企業誘致商工振興課】 ☎ 92-8276

自然災害等の突発的事由により経営安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行うものです。この度の新型コロナウイルス感染症による経済的影響により、総社市はセーフティネット保証4号における指定地域となっております。

内容

一般保証とは別枠で2億8,000万円

【一般保証限度額】

普通保証 2億円以内

無担保保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 2,000万円以内

+

【別枠保証限度額】

普通保証 2億円以内

無担保保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 2,000万円以内

対象となる 中小企業

1. 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。
2. 新型コロナウイルス感染症による影響に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※運用緩和により、創業後1年が経過しておらず前年と売上高等の比較ができない場合でも、創業後3か月以上1年1か月未満の方でも条件によっては対象となります。

必要書類

- ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書
- ・ 認定要件を満たす売上高の減少がわかる資料
- ・ 総社市で事業を行っていることがわかる書類
- ・ 委任状（本人以外が申し込む場合）

申請方法	対象となる中小企業の方は、企業誘致商工振興課へ申請してください。 認定を受けた後は、本認定の有効期間内に金融機関又は保証協会に対して、保証付き融資をお申込みください。 ※令和2年1月29日から令和2年7月31日までに取得した認定については、様式末尾の有効期間に関わらず、令和2年8月31日まで有効です。
指定期間	令和2年2月18日から令和2年9月1日まで
留意事項	この認定とは別に、金融機関と信用保証協会による審査があります。

事

セーフティネット保証5号（業況悪化）について

【企業誘致商工振興課】 ☎ 92-8276

業況の悪化している指定業種に属する中小企業者を支援するための制度です。

対象となる
中小企業

- (イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。
- (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

※指定業種は四半期ごとに中小企業庁より発表されます。

※新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者について、「2月以降直近3か月間の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可」という時限的な運用緩和を行っています。

※創業後1年が経過しておらず前年と売上高等の比較ができない場合でも、創業後3か月以上1年1か月未満の方でも条件によっては対象となります。

必要書類

- ・ 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定申請書
- ・ 最近3か月と昨年同期の売上高等が確認できるもの
- ・ 業種や所在地が確認できるもの
- ・ 委任状（本人以外が申し込む場合）
- ・ その他依頼する書類

申請方法

保証融資を受けようとしている金融機関を通じて企業誘致商工振興課へ申請してください。

ただし、複数の金融機関で保証融資を受けようとする場合や特殊な事情がある場合は、企業誘致商工振興課へ直接申請してください。

※令和2年1月29日から7月31日までに取得した認定については、様式末尾の有効期間に関わらず、令和2年8月31日まで有効です。



危機関連保証（新型コロナウイルス感染症）の認定に

ついて

【企業誘致商工振興課】 ☎ 92-8276

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して信用保証協会が資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする保証制度です。この認定を受けることで、金融機関での危機関連保証に対する融資を利用の際に、一般保証及びセーフティネット保証とは別枠で信用保証協会の保証（保証割合100%）を利用することができます。

対象となる
中小企業

1. 法人の場合、登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地が、個人の場合は事業実態のある事業所の所在地が総社市内にあること。
2. 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。
3. 新型コロナウイルス感染症による影響に起因して、原則として最低1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

※運用緩和により、創業後1年が経過しておらず前年と売上高等の比較ができない場合でも、創業後3か月以上1年1か月未満の方でも条件によっては対象となります。

必要書類

- ・ 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書
- ・ 認定要件を満たす売上高の減少がわかる書類
- ・ 総社市で事業を行っていることがわかる書類
- ・ 委任状（本人以外が申し込む場合）

申請方法

対象となる中小企業の方は、企業誘致商工振興課へ申請してください。認定を受けた後は、本認定の有効期間内に金融機関又は保証協会に対して、保証付き融資をお申し込みください。

※令和2年1月29日から7月31日までに取得した認定については、様式末尾の有効期間に関わらず、令和2年8月31日まで有効です。

指定期間

令和2年2月1日から令和3年1月31日まで